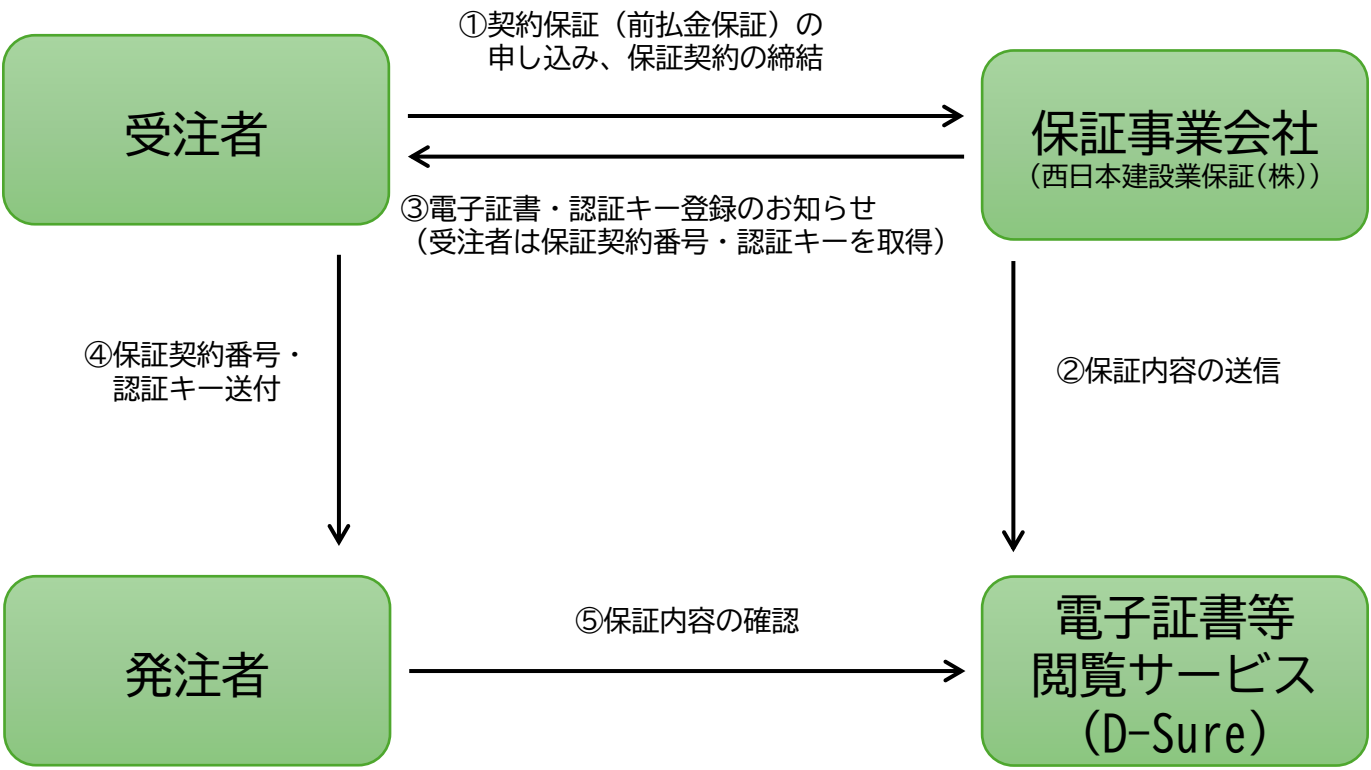


電子保証の仕組み及びフロー



【受注者⇄保証事業会社】

①受注者は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）へ保証申込みを行い、電子保証により保証契約を締結する。

【保証事業会社】

②保証事業会社は、電子証書等閲覧サービス（以下「D-sure」という。）に電子証書をアップロードする。

【受注者】

③受注者は、保証事業会社から送付のあった「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールを確認し、電子証書の閲覧に必要となる「保証契約番号」及び「認証キー」（以下「保証契約番号等」という。）を取得する。

【受注者⇒発注者】

④受注者は、保証契約番号等を、電子メールにより発注者（所属メール）に提出する。

※標題は、工事番号、受注者名及び保証名称（前払金保証、中間前払金保証、契約保証）を組み合わせたものとしてください。

（標題例）06〇〇第〇号_株式会社〇〇建設（前払金保証）

※提出後、発注者に到達確認の電話を行ってください。

提出先 八幡浜市財政課契約検査室

電話：0894-22-3111（内線1471、1474）

E-mail：keiyaku@city.yawatahama.ehime.jp

【発注者】

⑤発注者は、提出された保証契約番号等をもとに、D-sureにアクセスし、保証内容を確認する。